

霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市農村公園の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第8条を第12条とし、第4条から第7条までを4条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の4条を加える。

（使用料）

第4条 前条に定める許可を受けた者は、霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の例により算定した額の使用料を納入しなければならない。

（使用料の減免）

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第6条 この条例の規定により納付された使用料については、還付しない。ただし、第3条第1項又は第2項の許可を受けた者の責めに帰すことのできない理由によって、当該許可に係る行為をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（罰則）

第7条 市長は、詐欺その他の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、使用料を設定することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。